

## 新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金Q&amp;A

## 1 補助対象者に関すること

問	回 答
補助金の対象者は？	<p>次の①～④をすべて満たす個人又は中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する者)です。</p> <p>①村内到店舗等を有し申請時点で事業を営んでいる事業者</p> <p>②個人事業主の場合は営業収入があること ただし、前年中の給与収入が営業収入を越えている場合は副業とみなし対象外(退職している場合は除く)</p> <p>③村税を滞納していない</p> <p>④反社会的勢力でない</p> <p>※観光農園を営んでいる場合は、対象とする。</p>
補助金の対象外となる業種は？	<p>農業や不動産(個人事業主)、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、政治・経済・文化団体、宗教法人、非営利団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業等が対象となりません。</p> <p>また、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人等は中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者に該当しませんので、対象になりません。</p> <p>※ただし医療法人等(医療を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人、財団法人等で従業員300名以下の場合)は対象となります。</p>
村外に居住する個人事業主で、店舗が村内にある場合は対象となるか？	<p>村内到店舗、事業所、工場(仮設のものを除く)があり、申請時点で事業を営んでいれば対象となります。</p>
居宅併用の店舗等の場合は対象になるか？	<p>対象となります。</p> <p>ただし、居宅併用の店舗や事務所等の場合は、事業専用部分において、若しくは事業用として使用・実施する感染症予防対策に限ります。</p>
本社が村外でも、店舗や支店が村内であれば対象になるか？	<p>登記事項全部証明書に支店等の記載がない場合でも、村内到店舗、事務所、支店、工場などの施設があれば対象となります。</p> <p>ただし、人の常駐しない倉庫、従業員のための寮などは対象になりません。</p>

<p>村内に店舗を複数営んでいる場合はどうなるのか？</p>	<p>複数店舗の合計で10万円が上限となります（店舗間で物品等の共用が可能なため）。</p> <p>複数店舗で実施した場合は、申請書の「事業の状況」にそれぞれの店舗の住所を記入してください。</p>
--------------------------------	---

## 2 補助対象経費に関すること

問	回答
<p>消耗品で対象になるものは。</p>	<p>一覧に記載されたもののみ対象となります。記載のないもの（清掃用品や除菌シート、ウエットティッシュ、空間除菌用品等）は全て対象外となりますのでご注意ください。</p>
<p>補助対象期間中に物品の購入や工事を実施すればよいのか？</p>	<p>令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間中に、物品の購入・納品、賃借、工事を着工・完了し、支払いを済ませたものが対象となります。</p> <p>※消耗品については、補助対象期間中（令和4年4月～令和5年3月）の使用目安量の備蓄分も含めて購入・納品したものが対象となります。</p>
<p>非接触型温度計ではなく、通常の体温計は補助対象になるか？</p>	<p>補助対象外です。</p>
<p>「その他の物品や機器」、「その他の工事」では、どのようなものが補助対象になるのか？</p>	<p>別紙の「新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金 補助対象経費一覧表」を参考にしてください。</p> <p>ただし、感染症予防対策として間接的であり、かつ、通常の事業に必要な備品等であると考えられるものは対象外です。</p> <p>また、業種によっては、事業に必要なものや個人として使用されるものと推定される場合には、調査等の対象になり、補助対象外となる場合がありますので、購入や工事実施前にご相談ください。</p>
<p>送料や手数料、家電製品の保証料は補助対象になるか？</p>	<p>全て補助対象外です。</p>

### 3 申請手続きについて

問	回答
申請期間は？	令和4年6月1日（金）から令和5年3月31日（金）までです。 ただし、予算が上限に達した場合は、申請期間中であっても受付終了となりますのでご了承ください。
申請方法は？	郵送又は産業政策課（役場行政棟2階）カウンターに備え付けの申請書受付BOXに投函し、申請ください。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面での申請はお控えいただくようお願いいたします。
納税証明書は必要か？	必要ありません。 村税納付状況については、申請者から同意を得て、村職員が確認します。
補助対象経費説明書（様式第3号）は、どのようなときに提出が必要か？	申請書（様式第1号）の裏面の「その他の物品・機器等購入・賃借」に該当する場合及び感染症対策予防工事等の場合に必要となります。 また、そのうち単価1万円を超える機器及び感染症対策予防工事等の場合は、使用場所における写真、着工前と完成後の工事の写真も併せて提出してください。
どのような場合に写真が必要か？	単価1万円以上の機器の購入や対策工事を実施した場合に必要です。 機器等の購入の場合は、設置場所における使用の様子が分かる写真、工事等の場合は、工事内容や工事箇所が分かる写真を添付してください。
支払を証明する書類は、どのように添付したら良いか？	「領収書」や「領収証」等の記載があるもの、または金融機関の「振込明細」や「通帳の写し」等、経費の支払いが完了していることが確認できるものを提出してください（原本ではなく、必ずコピーを提出してください）。 ※「領収書」や「領収証」等に、購入したものの名称や数量、価格、支払日が明記されていない場合は、それらが記載された「請求書」や「見積書」等もあわせて添付してください。 ※レシートや領収書の補助対象経費（税込）部分をマーカーしてください。 ※レシートの標記で、「雑貨」といった標記や「JANコード」のみの記載の場合は、購入品の確認が取れないため、対象とならない場合があります。※オンラインの購入で「購入明細書」や「注文書」のみでは、支払を証明する書類にはなりませんので、ご注意ください。

振込口座名義人は、申請者と一致する必要があるか？	申請者の口座で申請いただく必要があります。
これまで、本補助金の交付を受けたが、今回も申請できるか？	申請は可能です。 ただし、これまでと同様の工事等を行った場合は対象外となります。

#### 4 いばらきアマビエちゃんに関すること

問	回答
これまでの村補助金を申請した際に、宣誓書を一度提出した場合、再度写しの提出は必要か？	必要ありません。村に提出した宣誓書の内容に変更があった場合は、再度提出が必要になります。
登録の方法が分からない。	登録については産業政策課及び東海村商工会（029-282-3238）にてサポートしておりますので、お問合せください。

#### 5 その他

問	回答
購入した物品の管理はどのようにすれば良いか？	適切に管理し、村内での事業のために使用してください。 例えば、長期にわたって使用可能な物品については、補助金の申請書類の控えを基に、本補助金で購入したことが分かるようにラベルを貼る台帳等で管理する等、誤って処分・譲渡・転売等が行われないようご注意ください。 後日、村から現地調査等を求められた場合に速やかに応じることができるようしておいてください。